

北里大学保健衛生専門学院北里会会則

昭和57年12月18日 制定
平成18年 7月 1日 改正
平成23年 4月 1日 改正

第1章	総則	(第1条-第3条)
第2章	組織	(第4条・第5条)
第3章	運営	(第6条・第7条)
第4章	会計	(第8条・第9条)
第5章	補則	(第10条)
附則		

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北里大学保健衛生専門学院北里会（以下「新潟北里会」という。）と称す。

(目的)

第2条 新潟北里会は、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）における課外活動を通じ、会員相互の意思疎通と親睦を図ることによって、協力と連携の精神を学び、もって会員の人間性を高めることを目的とする。

(会員)

第3条 新潟北里会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本学院学生
- (2) 特別会員 本学院教職員

第2章 組織

(組織)

第4条 新潟北里会は、学生委員会、文化系クラブ及び体育系クラブ（以下「各クラブ」という。）をもって組織する。

2 各クラブに関する事項は、別に定める。

(役員)

第5条 新潟北里会に、役員として会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学院長とする。
- 3 会長は、会務を統轄し、新潟北里会を代表する。
- 4 副会長は、学生指導委員会委員長とし、会長が委嘱する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

第3章 運営

(学生委員会)

第6条 学生委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 各学科各クラスから選出された者各2人 計46人
- (2) 文化系クラブ及び体育系クラブの代表者各1人 計2人
- 2 前項の構成員の選出方法は、各選出区分の定めるところによる。
- 3 構成員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学生委員会は、文化祭、体育祭、その他学生にかかわる行事に関する実務を担当するほか、必要に応じて、会長及び副会長からの指示にしたがって、新潟北里会の運営に関する実務を担当する。
- 5 学生委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長
 - (2) 副委員長 1人
 - (3) 会計 2人
 - (4) 書記 2人
 - (5) その他委員長が必要と認めた者 若干人
- 6 委員長は、委員会を招集し、議事を統轄する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。
- 8 会計は、新潟北里会にかかわる各行事等における予算書、会計報告書等会計に関する書類の作成を行う。
- 9 書記は、学生委員会、運営会議等諸会議の記録及びその他文書の作成・管理を行う。
- 10 委員長は、第1項第1号により選出された者（ただし、最終年次在籍者を除く。）の中から互選により選出する。
- 11 副委員長、会計及び書記は、構成員（ただし、最終年次在籍者を除く。）の中から委員長が指名する。

(運営会議)

第7条 新潟北里会に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 新潟北里会の予算（各クラブへの予算配分を含む。）に関する事項
 - (2) 新潟北里会の決算に関する事項
 - (3) 文化祭、体育祭、その他学生にかかわる行事の企画・運営に関する事項
 - (4) 各クラブへの新規加盟及び廃部に関する事項
 - (5) 会長からの諮問に関する事項
 - (6) その他新潟北里会の運営に関する重要事項
- 3 運営会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 北里会副会長
 - (2) 学生委員会役員
 - (3) 特別会員から会長が指名した者 3人
- 4 前項第3号の構成員について、会長は学生指導委員会委員の中からこれを指名するものとする。
 - 5 運営会議に議長を置き、議長は北里会副会長とする。
 - 6 議長は、必要に応じて副議長を指名できるものとする。
 - 7 運営会議は、議長が必要に応じて招集する。
 - 8 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。
 - 9 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 10 議長は、前項の議事の結果を書類をもって会長に報告し、承認を得なければならない。

第4章 会計

(会費)

第8条 会費は、入会金1,000円及び年額3,000円とする。

- 2 前項の会費は、正会員が学費とともに納入する。
- 3 会費は、新潟北里会の活動費にあてる。

(会計)

第9条 新潟北里会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 新潟北里会の決算は、運営会議の議を経て、会計監査委員の監査ののち、会員に公示する。
- 3 前項の会計監査委員は2人とし、学生委員会構成員の中から会長が委嘱する。

第5章 補則

(会則の改廃)

第10条 この会則の改廃は、運営会議の議を経て、会長が決定する。

附 則

この会則は、昭和57年12月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。